

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース

44号

発行：2014年10月30日

連絡先：大和市桜森3-5-3 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL: <http://www.asahi-net.or.jp/~wu9m-situ/>



控訴審勝利にむけて
もう一踏ん張り頑張り

第四次厚木爆音訴訟団
団長・藤田 栄治

原告の皆さん元気で過ごしてでしょうか。今年豪雪のあとの猛暑、台風による集中豪雨や、洪水・土砂災害、御嶽山の噴火もあり、多くの人々が大変な被害を受けました。このような相次ぐ自然災害をみるにつけ地球に何か大きな異変が起こっているのではないのか、そんな思いがします。幸いにして原告団のなかには被害を受けた人はなかったように思っています。しかし、私たちの住む厚木基地の周辺は、自然災害のように入り過ぎていくことのない、人災という爆音被害が毎日のように襲いかかっています。何とか私達の手でこの爆音をなくし「平和で静かな空」を取り戻したいものです。

不当にも国が控訴

さて私たちの第四次爆音訴訟は、5月21日に横浜地裁の判決が出されましたが、国がこの判決を不服とし全面控訴してきたため、原告側もこれを受けて立つ立場で控訴することになりました。これにより裁判は東京高裁の場に引き継がれ、控訴審として再度審理されることになりました。そして、控訴審は過日行われた進行協議で11月27日に第1回口頭弁論を開始し、次いで1月に現地検証、2月、3月、5月の口頭弁論の期日も決められました。当初、控訴審は、2、3年ぐらいはかかると思っていました。思ったより早いペースで進行していく状況になってきました。原告団としては、早期に決着を図ることは喜ばしいことです。しかし、だからと云ってことを急ぐあまり、充分な審理が行われないままに、不本意な判決が出されるようなことがあつては絶対にならないと思えます。このことに充分留意しながら控訴審に臨む事になります。

控訴審で

私たちが目標としている
最も重要な課題は

- 一 「厚木基地周辺住民に対する爆音被害は住民に社会生活上受忍すべき限度を超える被害を生じさせるものとして、違法な権利侵害ないし法益侵害である」と明確に爆音被害を認め損害賠償の増額を示した地裁判決を後退させることなく再度勝ち取り
- 二、飛行差し止めについては、自衛隊機に命じた夜間・早朝の飛行制限を米軍機に対しても、同等の判断を示させることにあります。

この二つの課題を実現させれば、第四次訴訟の意義が、社会的にも大きく評価される事になるでしょう。わが弁護団の、もう一踏ん張りの努力を期待するとともに、原告団も一体となつて、この控訴審の勝利に向け頑張り抜いていかなければならないと思えます。原告団の皆さん、この裁判の持つ意義をしっかり認識し、最後まで闘い抜いて行きましょう。

東京高裁、第1回期日は、
11月27日（木）に行われます！

報告：弁護士 関守麻紀子



- いよいよ東京高裁での控訴審の審理が始まります。第1回期日は、11月27日午後4時からで、原告（控訴審では、控訴人であり、被控訴人でもあるため、一審原告などといいます。ここではこれまでどおり「原告」といいます。）による意見陳述、弁護団による弁論を行う予定です。
- 午後4時から、と聞いて、驚かれた方も多いのではないのでしょうか。そんな時刻から裁判が行われるの？そんな時間に東京の霞ヶ関まで行くのは大変だ……。そんな声が聞こえてきそうです。ところが、驚くのは、こればかりではありません。高等裁判所民事21部は、すでに第1回期日以後のスケジュールを綿密に決めました。次のとおりです。

2015年1月8日（木）	10時～	現地進行協議 (裁判官3名が爆音を体験するため、現地に来られます。)
2月5日（木）	15時	第2回口頭弁論期日
3月19日（木）	10時～	第3回口頭弁論と原告本人尋問期日
5月14日（木）	13時30分～	第4回口頭弁論期日

 お気づきでしょうか。日程が大変タイトです。地裁での審理に比べると相当なスピードアップです。もちろん、早く、良い判決を確定させたい、と願う気持ちはありますが、このような審理のペースでは、私たち原告側が十分な主張、立証を行うことができるのか、という疑問がわきかえません。
- 地裁判決では、私たち住民が勝ち得た点も多いですが、他方で、「米軍機については、周辺住民はその運航を差し止めるすべを持たないものである。」と判示されていること、住民の健康被害が正しく認定されていないことなど、今後克服しなければならない課題も多く残されました。高裁での期日が、2か月に満たないペースで指定されていることは、私たちの主張立証活動を阻む壁となりかねません。このような日程が、高等裁判所により、有無をいわずに決定されたことに、正直、驚いています。高裁での審理が地裁よりも迅速に行われることは通常ですが、ものごとには例外があります。本件のように、原告が7000名にも達する大規模訴訟で、しかも、裁判史上初めて自衛隊機の飛行の差し止めを認めるという重大な判決が言い渡されているにもかかわらず、弁護団の意見に耳を貸すことなく、厳しい日程が決められたというのは、例がないのではないかと思います。

- このような裁判所の態度を見ると、高裁での審理は厳しいものになるかもしれません。ですから、私たちは、1審判決で得た成果を維持し、さらなる良い判断を得るために、これまで以上に、集中的に力を尽くす必要があります。原告団弁護団一丸となつてがんばっていきましょう。具体的には、原告の声を少しでも多く裁判所に届けるため、陳述書の作成に取り組みたいと思いますので、今後、連絡を受け取られた方は、ぜひご協力をお願いいたします。
- また、高裁は、委任状、住所の変更、原告の死亡、といった形式面の事項の取扱いについては、他にも増して非常に厳格な態度を示しています。弁護団、原告団事務局は、これまで以上に速やかな対応を求められています。この問題については、原告のみなさんのご協力なくしては一步も進まない事項ですので、ぜひ、積極的にご協力くださいますよう、お願いいたします。

〔原告の皆さん・各種変更のご連絡はお早めに〕

いよいよ11月27日（木）東京高裁で第四次厚木爆音訴訟の、第1回口頭弁論が開かれます。

8月末日より原告の皆さんにご協力を頂き、委任状を提出頂きましたが、集約してみると多くの方が各種変更届けを出されていませんでした。

原告の居住地などに変更が出ると、弁護団を通じて裁判所に提出することになっています。

変更届けが正確にされていないと裁判が延びたり、損害賠償金等に不利な判決となる可能性がありますので必ず連絡をして下さい。

- 1) 原告（家族原告含む）の住所変更（転居・住居表示変更）、名義変更など
- 2) 原告の死亡（死亡年月日）

変更のご連絡は、電話やFAX、メールで結構です。

・電話：046-200-5505

・FAX：046-261-5615

・メールアドレス：wu9m-situ@asahinet.jp

また、原告会員証の確認をして下さい。紛失等の場合は再発行の手続きが必要ですが大変な時間がかかります。その際、事前に事務所に連絡を頂き、後日事務所に受け取りにきて下さい。

皆様のご協力をお願いします

『東京高裁口頭弁論日程決まる』

第四次爆音訴訟の東京高裁における、口頭弁論/現地進行協議の日程が9月26日の進行協議で確定しました。

(*齋藤 隆裁判長)

口頭弁論の日程は下記の通りです。

- 第1回口頭弁論 * 11月27日(木) 16時00分
- 現地進行協議 * 1月 8日(木) 10時00分~18時00分
- 第2回口頭弁論 * 2月 5日(木) 15時00分~
- 第3回口頭弁論 * 3月19日(木) 10時00分~終日
(原告本人尋問3~4名)
- 第4回口頭弁論 * 5月14日(木) 13時30分~

第1回 口頭弁論

「11月27日の傍聴希望者は支部長に申し込んで下さい」

- と き 11月27日(木) 14時集合
- 集合場所 田園都市線「中央林間駅」改札前
- 乗車時間 14時23分 押上行き
*乗車券は各人が霞ヶ関まで購入してください。
- 乗車経路 中央林間駅*→表参道駅(乗り換え)*→赤坂見附駅
(乗り換え)*→霞ヶ関駅
- 高裁集合 15時15分 霞ヶ関駅A-1出口
*支部長は 赤色のジャンパーを着用しています。
*東京高裁に入るのに荷物・ボディ検査が有ります、水や金属類は注意を受けます。



オスプレイ飛来に抗議・基地北側で抗議行動

MV22オスプレイの厚木基地飛来

2014年7月以降、MV-22オスプレイの厚木基地飛来が連続しています。7月15日1機、8月18日4機、米軍は地元自治体に「東富士・北富士演習場での訓練のため立ち寄り」と通告してきましたが、訓練時間以外は連日連夜、厚木基地に駐機しています。さらに東日本で初めて市街地上空での夜間飛行も行いました。8月18日の飛来後、大和・綾瀬両市長から「飛来は認められない」との抗議が出されましたが何ら釈明することもなく、10月8日、在日米軍司令官は神奈川県知事との意見交換会で「オスプレイの訓練はすでに常態化しており、いちいち飛来情報を提供するつもりはない」と地元の声を無視し続けています。

10月20日に防衛省から、オスプレイが横須賀海軍施設の状態を把握するために10月25日に同施設に飛来する可能性があり、その際厚木基地に10月24日及び25日に立ち寄り可能性があるという情報が開示されました。10月18日も厚木基地に飛来可能性があるという情報により監視活動を行いました。結局飛来はありませんでした。その1週間足らずで再びの飛来情報でしたが、無視するわけにもいかず、第四次訴訟団・厚木爆同と共に平和運動センター、県央共闘とも連絡を取り合って10月24日と25日に監視行動と抗議集会を基地北側のフェンス前で行いました。24日の監視中に沖縄や岩国基地をオスプレイが3機飛び立ったという岩国訴訟団からの情報は入ったものの、結局厚木基地には飛来せず、何と横田基地へ着陸しました。横田基地への着陸も直前の通告であったといい、横田現地でも監視や抗議行動が取れなかったといえます。米軍の「飛来情報を提供するつもりはない」との態度そのままであり、全く日本国民への配慮など感じられません。

厚木上空を5回も旋回

25日には横田を離陸した2機のオスプレイが、1機は厚木基地上空を5回も繰り返し旋回して立ち去り、もう1機が横須賀海軍施設のヘリポートに着陸しました。横須賀海軍施設は東京湾の中にあり、オスプレイにとって飛行モードの転換は海上でできることとなります。住宅地上空での飛行モード転換という合意事項違反を犯さなくともすむため、米軍にとっては都合のよい海軍施設と言えます。今後も通告なしでのオスプレイ飛来があると考えられるべきですが、許されるものではありません。私たちはこの間、全国基地連の皆様から様々な情報提供をいただき、監視行動と抗議行動に取り組むとともに、南関東防衛局に対し「オスプレイの飛来中止・飛来情報の開示」を求める抗議・要請行動を行いました。しかし防衛局の回答は「米軍の運用開示は困難もあるが、できるだけ情報を求め開示する」とのあいまいな態度に終始しています。

再三にわたるオスプレイの飛来は、日本全土でオスプレイの飛行訓練を行うため、厚木基地を本土訓練の拠点とするものです。私たちは今後も粘り強く監視・抗議行動を続け、合意違反の飛行事実を指摘し、オスプレイの飛来中止と飛行情報の開示を求めて行きます。

オスプレイ飛来中止・南関東防衛局要請行動



原告団活動日誌

8月12日	原告団ニュース43号発行
8月18~25日	米海兵隊オスプレイ(4機) 厚木基地飛来/オスプレイ監視行動(基地北・南)
8月23日	「ノーオスプレイ 第四次厚木爆音訴訟控訴審に勝利し、米軍機の差止めを求める8.23集会」参加
8月27日	南関東防衛局 抗議要請行動(オスプレイ飛来、艦載機による爆音抗議)
8月29日	訴訟委任状 原告送付(2,362世帯)
9月2日	弁護団会議/ 空母ジョージワシントン横須賀基地出港
9月3日	弁護士打ち合わせ
9月10日	弁護士打ち合わせ / 県央共闘幹事会 参加
9月22日	弁護士打ち合わせ / 弁護団会議 / 訴訟委任状(4031名) 弁護団送付
9月24日	南関東防衛局 抗議要請行動(8月27日の回答)
9月25日	「空母母港化41年・ジョージワシントン6年・後継艦ロナルドレーガン配備撤回を求める全国集会」(横須賀ヴェルニー公園)参加
9月26日	第1回進行協議(東京高裁)
10月2日	役員会議
10月3日	訴訟委任状 未提出世帯 催促状送付(235世帯)
10月4日	10.26法曹団体主催 「集団的自衛権にNO! 神奈川集会」打ち合わせ参加
10月7日	全国基地訴訟原告団連絡会議 打ち合わせ
10月8日	事務局打ち合わせ
10月9日	大和第三支部ブロック長会議
10月10日	日弁連シンポジウム 参加
10月11日	ピースフェスティバル2014(大和駅東側プロムナード)
10月17日	南関東防衛局 抗議要請行動(オスプレイ飛来中止、今後も飛来情報の開示を求める)
10月18日	オスプレイ飛来 現地監視行動、抗議集会(飛来は当日中止に)
10月20日	平和運動センター幹事会 参加
10月23日	南関東防衛局 抗議要請行動(オスプレイ飛来中止)
10月24日	弁護団会議/オスプレイ飛来 現地監視行動(当日横田基地へ着陸)
10月25日	オスプレイ飛来 現地監視行動
10月26日	「集団的自衛権にNo. かながわ大集会(横浜公園)」四次訴訟団で20名参加

